

2 区域変更する期日 平成15年12月24日

熊本県告示第1203号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
主要地方道	人吉水俣線	球磨郡球磨村大字一勝地乙字滝下 639番1地先から 同所 同字 659番1地先まで	66.0	単橋改

2 供用開始する期日 平成15年12月24日

熊本県告示第1204号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	坂瀬川 御領線	天草郡五和町大字御領字重ノ丸 2581番2地先から 同所 字境ノ松 1433番1地先まで	1,167.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成15年12月24日

熊本県告示第1205号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。

平成15年12月24日

熊本県知事 潮谷 義子

1 道路の種類、路線名及び供用開始する区間等

道路の種類	路線名	供用開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	植木 河内港線	鹿本郡植木町大字鏡田字屋敷 1929番 地先から 同所 同字 1945番2地先まで	149.0	緊道整

2 供用開始する期日 平成15年12月24日

熊本県告示第1206号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成15年12月24日から60日間、熊本県土木部道路総務課において一般の縦覧に供する。